

定 款

平成 3 年	9 月 9 日	設立
平成 2 2 年	3 月 3 1 日	一部改正
平成 2 4 年	4 月 1 日	改正
平成 2 4 年	4 月 2 0 日	一部改正
平成 2 4 年	6 月 2 6 日	一部改正

一般社団法人日本物流団体連合会

一般社団法人日本物流団体連合会 定款

平成 3年 9月 9日 設立
平成22年 3月31日 一部改正
平成24年 4月 1日 改正
平成24年 4月20日 一部改正
平成24年 6月26日 一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本物流団体連合会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

- 2 当法人は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、物流業界が広く結束し、物流業に係る横断的課題について施策を確立し、これを推進すること等により物流業の健全な発達に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 物流業の横断的課題に関する施策の確立、推進
 - (2) 物流業の横断的課題に関する関係官庁への建議
 - (3) 物流業の横断的課題に関する関係諸団体との協議
 - (4) 物流に係る講演会・セミナー等の実施
 - (5) 物流に関する調査・研究
 - (6) 物流に係る啓発、宣伝活動
 - (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報により行う。

第3章 会員

(会員)

第6条 当法人の目的に賛同して入会した者を会員とし、会員の種別は次の2種とする。

(1) 正会員

(2) 賛助会員

- 2 正会員は、物流関連事業者及び物流事業者の組織する団体とする。
- 3 賛助会員は、正会員以外の者で本会の事業を理解し、これを賛助する者とする。
- 4 当法人の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 正会員の入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が物流関連事業者又は団体の代表者に通知するものとする。
- 3 賛助会員の入会は、入会申込書を受理した後、会長が申込者に通知するとともに、理事会にその旨を報告するものとする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人・被保佐人の審判を受けたとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総正会員の同意があったとき。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、総会において、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、理事会の決議を経て、会長が別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(退会)

第11条 会員はいつでも退会することができる。ただし、一か月以上前に当法人に対して、会長が別に定める退会届を提出するものとする。

(除名)

第12条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由があるときは、第21条第2項に定める特別決議により、その会員を除名することができる。

(会員名簿)

第13条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後三か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、会長が招集する。ただし、書面又は電磁的方法による議決権行使を認める場合を除き、総正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第18条 総会を招集するときは、法令に別段の定めがある場合を除き、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使及び決議の省略)

第22条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知した事項について、当法人の他の正会員又は理事を代理人として議決権を行使することができる。この場合、正会員又は代理人は代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

- 2 前項の規定の運用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令の定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、総会の日から10年間たる事務所に備え置く。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(理事) 20名以上30名以内

(監事) 1名以上3名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、10名以内を副会長、1名を理事長とする。
- 3 前項の会長、副会長のうち1名及び理事長の3名をもって一般法人法第91条第1項第1号の代表理事とする。
- 4 前項の代表理事以外の理事のうち特に必要と認められた者を一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第25条 役員(理事及び監事)は、総会の決議によって会員(会員が団体である場合は、団体の代表者として当法人に対して権利を行使する者)の中から選任する。ただし特に必要と認められる場合は、理事5名以内、監事1名以内を会員以外の者から選任することができる。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、代表理事である副会長が会長の職務を代行する。
- 4 理事長は、会長及び副会長を補佐し、当法人の常務を処理する。
- 5 業務執行理事は、理事会が別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 6 会長、代表理事である副会長、理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に四か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了、又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおその職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、報酬、賞与其他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益を総会の決議を経て支給することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(役員等の法人に対する損害賠償責任)

第32条 役員は、法令に定める任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(責任の一部免除)

第33条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、理事長、業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 副会長が複数名いる場合の代表理事たる副会長の選定及び解職
- 2 理事会は、このほか、次の事項を決議する。
 - (1) 総会に提出する議案
 - (2) その他の重要事項

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故若しくは支障があるときは、予め理事会で定めた順序に従い他の理事が招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は前項の議事録に署名、又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に10年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(財産の構成)

第44条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第45条 当法人の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第46条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 当法人の解散のときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配は行わない。

第9章 事務局

(設置等)

第50条 当法人に事務局を設置する。

2 事務局の組織、内部管理等に必要な規則、その他については理事会の承認を得て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度開始日とする。
3. 社団法人日本物流団体連合会の諸規定等は、一般社団法人日本物流団体連合会の諸規定として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。
4. 最初の代表理事は、会長の伊藤直彦、副会長の川合正矩、理事長の大庭靖雄とする。